

基地跡地利用の現状について

- ・ 米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けたこれまでの取組・・・ 2
- ・ 返還予定地の跡地利用に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 既返還地の跡地利用例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

令和元年6月20日



内閣府

米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けたこれまでの取組

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告

- 平成8年、日米両政府は沖縄県の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」最終報告を取りまとめ、11件の土地の返還について日米で合意。在日米軍再編に引き継がれた一部を除き、合意された全ての施設・区域が返還済み。
(例:平成28年 北部訓練場 一部(約4,010ha)返還)

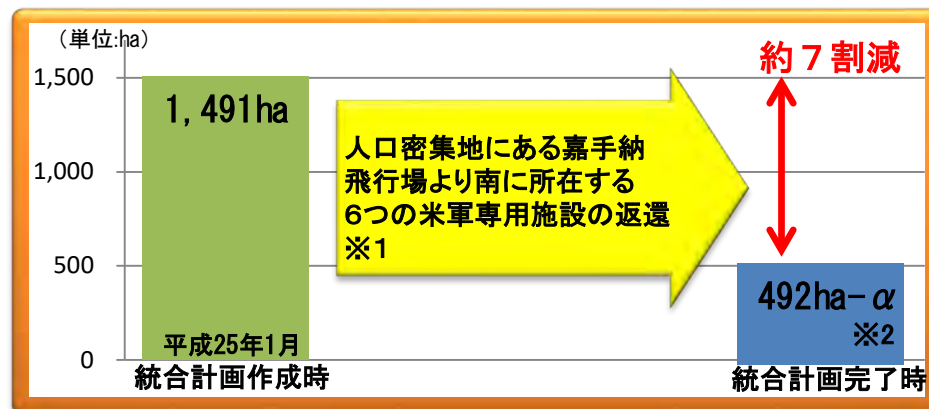
※ SACO : Special Action Committee on Okinawa

在日米軍再編

- 平成18年、SACOの取組に加えて、日米両政府は、抑止力の維持を図りつつ、地元の負担軽減を進めるため、土地の返還や部隊配置の見直しを含む在日米軍再編の施策を実施する「再編の実施のための日米ロードマップ」を取りまとめ。

統合計画

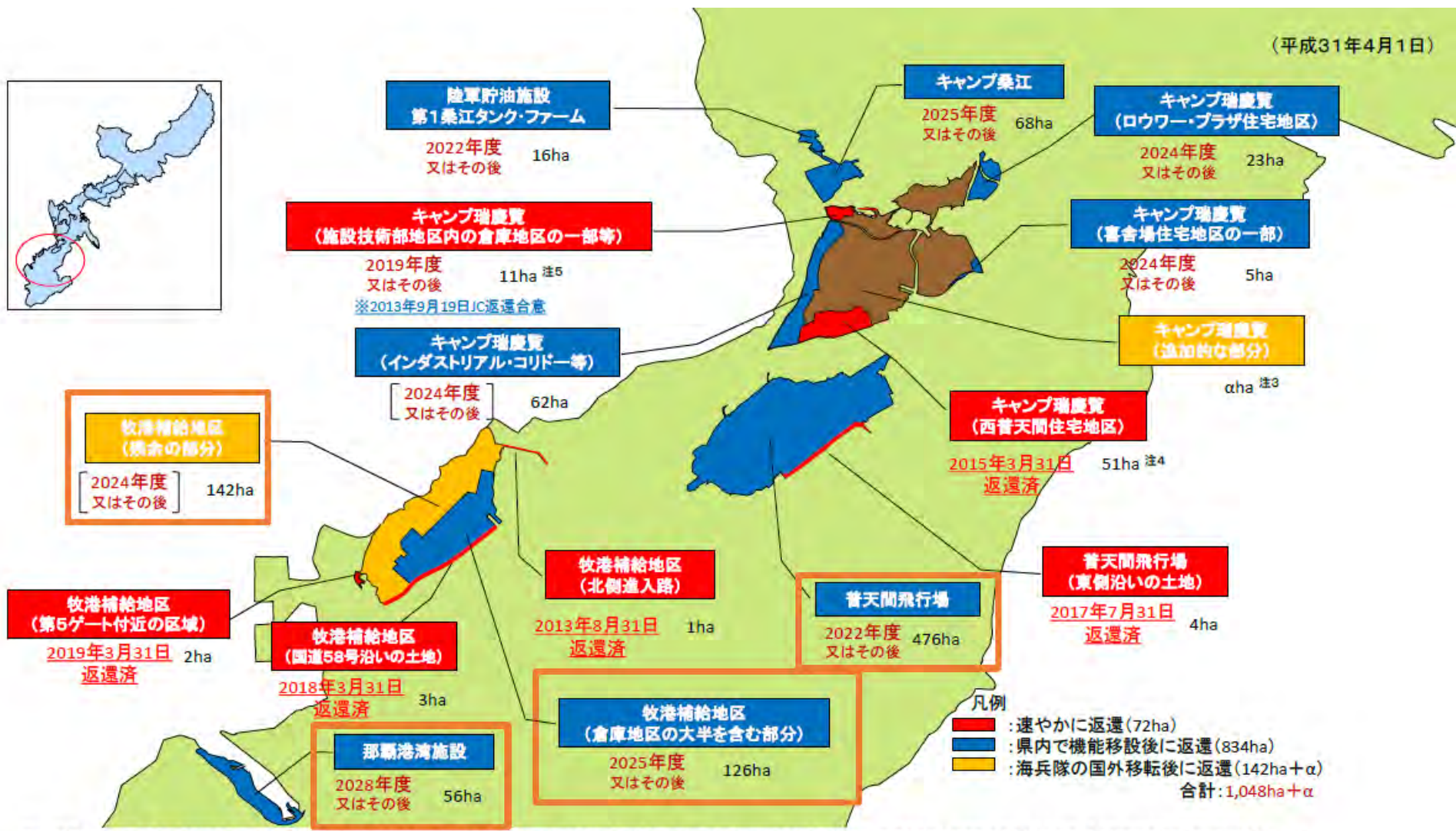
- 平成25年、在日米軍再編のうち、沖縄県内における土地の返還につき、返還年度を含む返還スケジュールを明記した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を日米間で作成。
- 本計画により、沖縄本島中南部の人口密集地にある嘉手納飛行場より南に所在する6つの米軍専用施設の約7割の土地(約1,048ha+ α :東京ドーム約220個分)が返還されることとなる。



※1 6つの施設:那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江及び陸軍貯油施設

※2 統合計画完了時の492haには、那覇港湾施設の追加提供分(49ha)を含む。

統合計画における嘉手納飛行場以南の土地の返還



注1: 時期及び年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた取組の進展により遅延する可能性がある。さらに、括弧が付された時期及び年度は、返還条件に国外移転が含まれるものの、その計画が決定されていないことから、国外移転に要する期間を考慮しておらず、国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。
 注2: 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位(ha)未満を四捨五入しているため符合しないことがある。
 注3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。
 注4: キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還面積については、統合計画において32haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。
 注5: キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等)の返還面積については、統合計画において10haとしていたが、平成25年9月のJC返還合意の返還面積を踏まえ11haとしている。
 注6: JC(Joint Committee)＝日米合同委員会

※防衛省資料を基に作成



(出典: 返還跡地・返還合意施設ガイド(沖縄総合事務局HP))

土地の概要

- ◆ 所在地: 宜野湾市
- ◆ 面積: 約476ha (国有地7%、公有地4%、民有地89%)
- ◆ 返還目標時期: 2022年度又はその後
- ◆ 周辺状況等:
人口の集中する中南部の中心に位置。国道58号と国道330号に挟まれる。那覇空港から車で約30分。

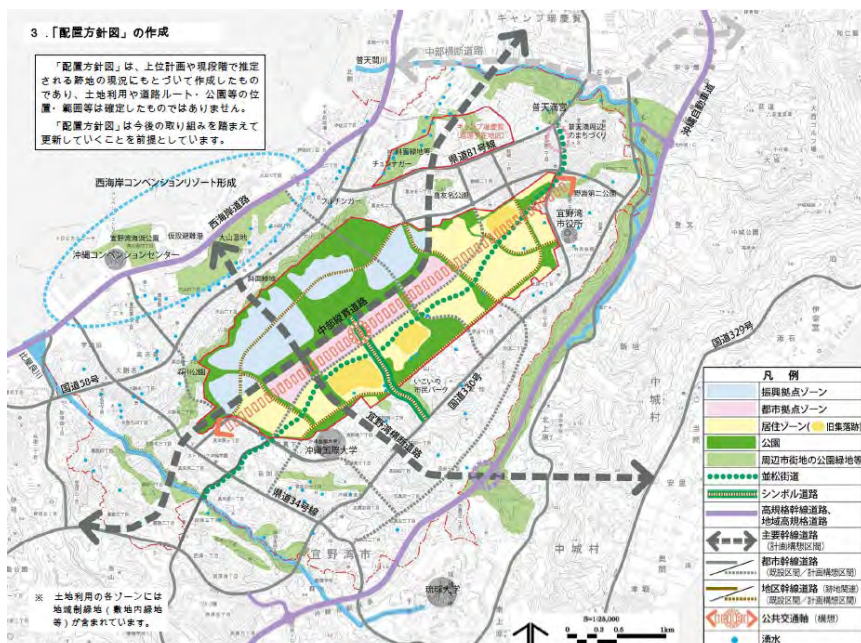
跡地利用に向けた取組の状況

【跡地利用の方向性】

- ◆ 平成25年3月、沖縄県と宜野湾市が、「全体計画の中間取りまとめ」を策定。「平和シンボルの国際的高次都市機能を備えた多機能交流拠点都市ー新たな沖縄の振興拠点ー」をコンセプトに振興拠点ゾーン、都市拠点ゾーン、居住ゾーン、公園を配置。
- ◆ 令和元年度は、今後の跡地利用計画(素案)の作成に向けて、これまでの検討結果を踏まえた配置方針及び配置方針図の更新を行う予定。

【検討の経緯・機運醸成活動等】

- ◆ 未来のまちのイメージをVR(バーチャルリアリティ)で作成。また、VRを元にプロモーションビデオを作成し、市民・地権者への周知活動を実施中。



(出典: 「全体計画の中間取りまとめ」(平成24年度)(沖縄県HP))



(出典: 返還跡地・返還合意施設ガイド(沖縄総合事務局HP))

土地の概要

- ◆ 所在地: 浦添市
- ◆ 面積: 約268ha (国有地 11%、公有地 2%、民有地 87%)
※内訳は、既返還地(6ha)を含めた全体(272ha) に対しての割合
- ◆ 返還目標時期:
下記以外の部分(142ha): 2024年度又はその後
倉庫地区の大半を含む部分(126ha): 2025年度又はその後
- ◆ 周辺状況等:
国道58号と臨港道路浦添線の上に位置する交通の要衝。
那覇空港から車で約20分。

跡地利用に向けた取組の状況

【跡地利用の方向性】

- ◆ 平成25年3月、浦添市が、「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定。西海岸に面し空港に近接する恵まれた立地条件を活かし、国内外の人を呼び込み交流を図ることを目的に、「発展・交流のまちづくり」をコンセプトとして掲げ、産業振興地区、商業業務地区、住宅地区、公園緑地を配置。
- ◆ 平成29、30年度内閣府事業により跡地利用施策について調査(次頁)。

【検討の経緯・機運醸成活動等】

- ◆ 平成24年度、跡地利用の整備推進に資する調査・研究並びに広報啓発活動などを行う組織として、地権者やその関係者の子弟などの若手で構成された「チームまきほ21」を結成。浦添市の支援を受け、今後の跡地利用の円滑な実施及び地権者の合意形成、人材育成等を目指し、勉強会を開催。

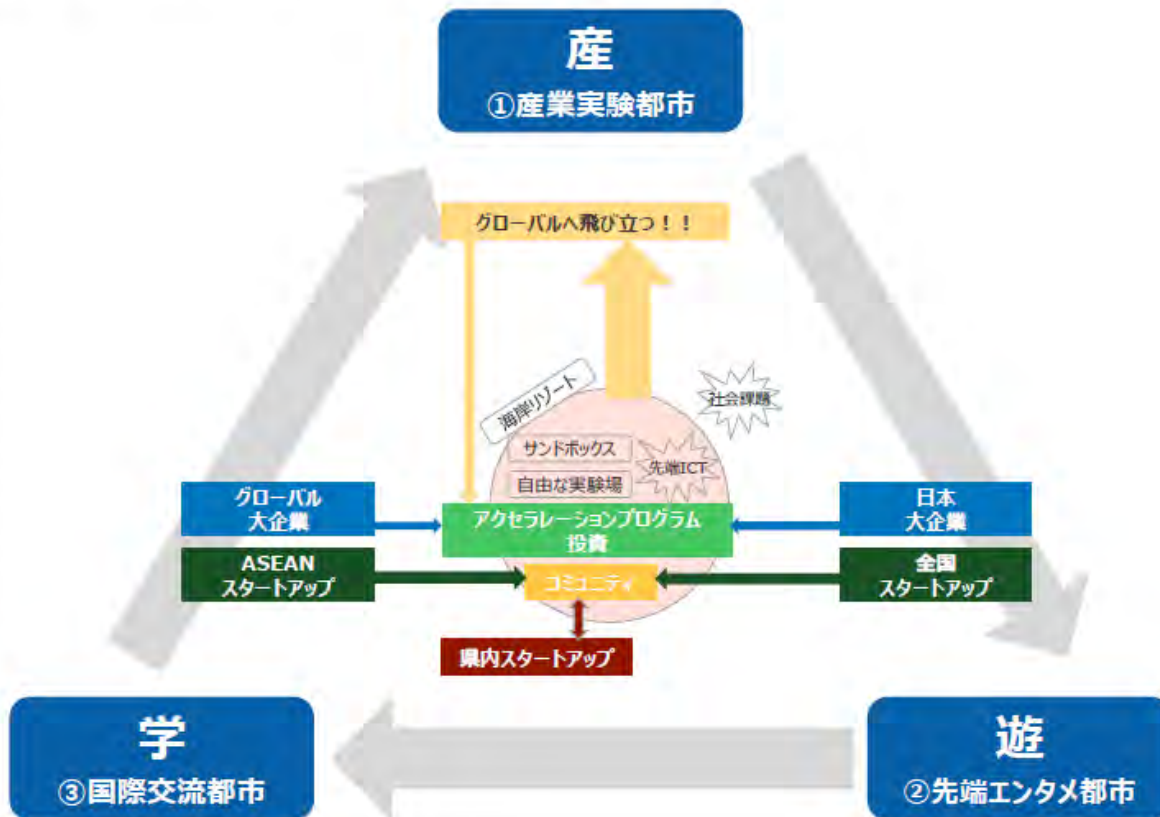


(出典: 「牧港補給地区跡地利用基本計画」 (平成24年度))

跡地利用コンセプト

「産・遊・学一体の国際ラボラトリーシティ」

都市像のイメージ



- ◆ 先端ICT技術の実用化実験を同時多発的に行う「産業実験都市」(産)、その成果を沖縄の文化観光資源と融合させる「先端エンタメ都市」(遊)、そして国際・実践・生涯型の学習機会を提供する「新国際交流都市」(学)の循環型連携。
- ◆ 上記コンセプトのもと、国内外のスタートアップ人材を呼び込み、様々な社会課題を解決する新サービスを次々に創造する街。



(出典: 返還跡地・返還合意施設ガイド(沖縄総合事務局HP))

土地の概要

- ◆ 所在地: 那覇市
- ◆ 面積: 約56ha (国有地 38%、公有地 11%、民有地 51%)
- ◆ 返還目標時期: 2028年度又はその後
- ◆ 周辺状況等: 県都那覇市の玄関口に位置。物流の結節点となる那覇空港貨物ターミナルと那覇港国際コンテナターミナルに近接。

跡地利用に向けた取組の状況

【跡地利用の方向性】

- ◆ 平成24年に沖縄県が策定した「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」において、「那覇空港及び那覇港の国際物流ハブ機能を活用した臨空・臨港型産業の集積や周辺のスポーツ施設等を生かしたスポーツコンベンションの推進等を図るとともに、ウォーターフロントとしての優位性が発揮されるよう幅広い利用の検討を進める」旨記載。

【検討の経緯・機運醸成活動等】

- ◆ 跡地利用計画の策定にむけて、那覇市は平成19年3月に「那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画」を策定(平成24年度に見直し)。



(出典: 沖縄県) (一部加筆)



(出典: 返還跡地・返還合意施設ガイド(沖縄総合事務局HP))

土地の情報

- ◆ 所在地: 宜野湾市
- ◆ 面積: 約51ha
- ◆ 平成27年3月返還、平成30年3月地権者への引渡し

跡地利用状況

- ◆ 宜野湾市が施行者となり、「沖縄健康医療拠点を核とした都市機能と水・みどり・文化の調和した住環境がつながるまち」をコンセプトに土地区画整理事業を実施中。

- ◆ 主な立地施設

○沖縄健康医療拠点ゾーン

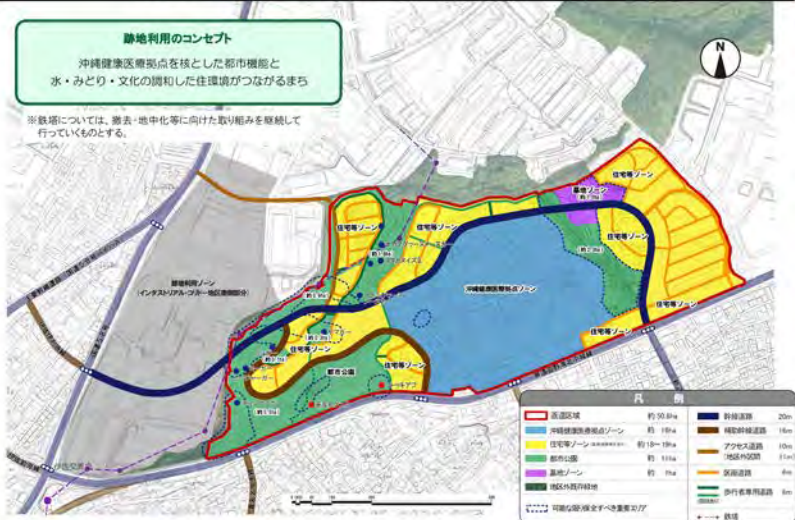
琉球大学医学部及び同附属病院(令和6年度末移設完了予定)※琉球大学「基本計画」(H29.3)

【沖縄健康医療拠点形成に向けた政府の取組】

- ◆ 平成27年7月に内閣府、関係省庁、関係自治体、琉球大学等で構成する「西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に関する協議会」を設置、平成29年4月に報告書(「国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点について」)を公表。

- ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「西普天間住宅地区跡地については、関係府省の連携の下、琉球大学の医学部と附属病院を移設し、沖縄の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点の形成を進める」と記載。

キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区) 跡地利用計画 平成30年4月



(出典: キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画(宜野湾市HP))